

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和7年 8月17日

多摩市議会議員 折戸 小夜子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 戦後80年これから100年までの平和の継承には
- 2 異常気象での温暖化・線状降水帯の対策は

答弁者

市長・教育長等

受付	令和7年8月17日	No. 1
	午後3時26分	

1 戦後 80 年これからの 100 年までの平和の継承には

第二次世界大戦の終結から 80 年の節目の終戦記念日を迎えた。

敗戦からしばらくは「あの悲惨な戦争をもう二度と繰り返してはならない」「軍隊や戦争はこりごりだ」という意識が国民に幅広く形成されていた。

実感と体験に裏打ちされた平和主義が非常に強かった。二度と戦争を起こさないと誓って、平和への道を歩み惨禍を語り継いできた。

しかし、先の大戦を直接経験した世代が減り、記憶の継承は難しくなっている。

世界では強国が力によって自国の国益を押し通す流れが強まっていて、希求してきた世界平和は遠のいている。

戦争は遠いものと感じている若い世代に、体験していないことでも人間が持つ想像力を生かして歴史から学び、戦場や空爆下で何が起きているのか想像する力を身につけてもらえる環境を整えることが平和の継承には必須であると考え以下質問します。

- (1) 明治大学平和教育登戸研究所資料館の特徴についての認識について伺います。
- (2) 明治大学平和教育研究所資料館の市民への周知の対応について伺います。
- (3) 小学生や中学生などに平和教育として戦争の惨禍を繰り返さないために、歴史から学び、想像力を養える資料館の活用は意義があると考えますが見解を伺います。

2 異常気象での温暖化・線状降水帯の対策は

世界気象機関によると、アジアは世界の平均の 2 倍の速さで温暖化が進んでいる。日本周辺の海面水温（8 月 12 日）が 5℃以上高いところもある。考えられる 2 つの理由は

- ・大西洋からの偏西風がユーラシア大陸上を進むうちに地上の暖かい空気をため込むため。
- ・熱帯から暖かい海流「黒潮」が流れ込むためにアジア周辺の海面温度が高くなる。

とされて、今後の夏は猛暑・干ばつが基本ベースになりつつあって、梅雨前線が偏西風の蛇行で押し出されてゾンビ梅雨が発生する。そうなると本来の梅雨時期よりも海面水温・地面の温度が高いために、災害級の豪雨になりやすく、温暖化の進行を止めなければ日本は世界で最も住みにくい国になると、三重大学院の立花義裕教授が警鐘を鳴らしている。この様な実態を踏まえて以下質問します。

- (1) 大規模盛土造成によりニュータウンが開発された人工都市で、線状降水帯が発生したと想定したら、どのような災害が起きるか検証する必要がありますが認識と対策について伺います。
- (2) 厚生労働省は職場での熱中症の死者は2022年、2023年いずれも30人以上と深刻化しており、地球温暖化の傾向を踏まえ、対策が急務と判断して職場での熱中症の対策を義務化し、罰則付きで6月に施行しています。そこで、小中学校での学校給食配膳室での熱中症対策の現状について伺います。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2025 年 8 月 18 日

多摩市議会議員 小林憲一

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

1. 「統一協会」の市内所有地での研修施設建設計画を最終的に断念させるために、為すべきことを為そう！
2. 集合住宅含め介護事業者の駐車場所確保の課題を考える
3. 選挙権・被選挙権の保障をどう具体化するか？…「投票所に足を運ぶことに困難を抱える有権者」への支援をどうするか、公営掲示板へのポスター貼りをどう保障するか等を通じて、選挙権・被選挙権の保障を考える

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和 7 年 8 月 1 8 日	No. 2
	午後 4 時 3 3 分	

1. 「統一協会」の市内所有地での研修施設建設計画を最終的に断念させるために、為すべきことを為そう！

宗教法人「世界平和統一家庭連合」（以下、本通告書では「統一協会」と言う）を対象にした文部科学省からの解散命令請求を受けた東京地裁での審理が終わり、本年3月25日、「『統一協会』への解散を命ずる」判決が出されました。「統一協会」は4月7日に即時控訴し、いま東京高裁において審理中です。しかし、年内も含め遅くない時期に再び、「『統一協会』への解散命令」判決が出される見通しとなっています。

「統一協会」側は、高裁で敗訴すれば最高裁に上告する可能性も高いと言われていますが、高裁判決が出た段階で、裁判所から指定された清算人が、「統一協会」の資産の処分に入ると言われています。

また、いわゆる宗教2世の方たちが「統一協会」を相手取って起こしている損害賠償請求訴訟を受けて、裁判所による「統一協会」本部の差し押さえ命令も出されました。

以上のように、年内にも「統一協会」への解散命令が出されうるという新しい情勢のもとで、この条件を活かし、私たちの多摩市では、なんといっても、市民と市長、市議会の共同の力で、「『統一協会』による市内所有地での研修施設建設計画」を「統一協会」自身に断念させ、未来永劫、同研修施設を建設させない具体的な手立てを講ずる必要があります。

しかしながら、これらの情勢のもとで、「統一協会」側が、市内所有地の財産保全のために、同協会系列の別の宗教法人に所有権を移転させ、財産を保全し、なおかつ、当該土地に当該宗教法人が研修施設等を建設するという手段がとられる可能性もあるとも言われており、このような脱法的手法をなんとしても防がなければなりません。

これまでも、市民と市長・市議会がおこなってきたように、常に「統一協会」側に圧力をかけ続け、世論に訴えることをおこない続けることが基本だと私は考えますが、具体的でかつ有効な手立てについて、市長の認識と見解を質したいと思います。

以下、具体的に質問します。

(1) 質問前文で紹介したように、「統一協会」側が、同協会系列の別の宗教法人に当該所有地を何らかのかたちで譲渡する、所有権を移転することを企図した場合、それを事前に知り得る方策はあるのでしょうか。

(2) 質問(1)に関わって、「統一協会」による当該所有地の譲渡等を事前に知り得る方策がある場合、市長は、どのようにしてこれを把握するようになるのか、お答えください。また、事前に当該情報を知りえた場合、速やかにこれを市民・市議会と共有すべきと考えますが、見解をうかがいます。

(3)質問(2)に関わって、市長が、「統一協会」による当該所有地の「統一協会」系列の別の宗教法人への譲渡等を事前に知り得た場合、これを阻止するよう努めるべきと考えますが、見解をうかがいます。

(4)質問前文で紹介したように、高裁段階で解散命令判決が出された場合、指定の清算人が、当該「統一協会」所有地を売却処分し、それを宗教2世等からの損害賠償請求の賠償金に充てるということがありえます。その場合、当該土地を多摩市が買い入れるというような方法はとりうるでしょうか。市長の見解をうかがいます。

2. 集合住宅含め介護事業者の駐車場所確保の課題を考える

ホームヘルパー等による介護保険利用者宅への訪問など、介護事業所から利用者への訪問が増えるなか、介護事業所の車の駐車スペースの確保という課題について考えたいと思います。

以下、市長の見解を質します。

(1) 介護事業所から利用者への訪問に関わって、当該介護事業所の使用する車の駐車スペースの確保という課題について、①戸建て住宅地の場合、②集合住宅の場合について、それぞれ、現状は、どのようになっているのか、うかがいます。なお、集合住宅については、UR都市機構あるいは民間の分譲住宅の場合、UR都市機構の賃貸住宅、都営・市営住宅など公営住宅等に分けて、それぞれ現状をうかがいます。

(2) 今後、高齢化のますますの進展、とりわけ75歳以上、80歳以上の高齢者が増えるにしたがって、当該「駐車スペースの確保」の需要はますます増えると予想されます。そういうなかで、当該「駐車スペースの確保」については、どの機関が、あるいは誰が、責任を持つべきと考えているのでしょうか。市長の見解をうかがいます。

(3) 市が直接管理する集合住宅である市営住宅において、当該「駐車スペースの確保」について、市が責任をもつべきではないかと考えますが、見解をうかがいます。

3. 選挙権・被選挙権の保障をどう具体化するか?…「投票所に足を運ぶことに困難を抱える有権者」への支援をどうするか、公営掲示板へのポスター貼りをどう保障するか等を通じて、選挙権・被選挙権の保障を考える

「選挙権・被選挙権の保障」という課題については、私自身も含め、これまで何度も、この一般質問等で取り上げられてきました。今夏、おこなわれた都議会議員選挙と参議院選挙を通じて、この課題解決が求められていると、私自身、感じましたので、あらためて、今回、取り上げることにします。

まず「選挙権行使の保障」については、「それぞれの有権者の事情に合った情報の十分な提供」、「投票手段の確保」等、多様な課題がありますが、今回の質問では、特に、歩行が容易でなく、投票所に足を運ぶことが困難な方たちの投票する権利をどう保障するかに絞って、質問します。

次に、「被選挙権行使の保障」の課題です。被選挙権の主体者については、狭くは候補者当人ということになりますが、今回の質問では、候補者当人のみならず、候補者を支援し、その当選のために権利を行使する方たちも含めて、その権利を保障するための課題解決とし、このなかでも、特に、具体的に公営掲示板へのポスター貼りの保障についてうかがいます。

以下、具体的に、多摩市選挙管理委員会の見解を質します。

(1) 選挙権の保障に関し、特に、歩行が容易でなく、投票所に足を運ぶことが困難な方たちの投票する権利の保障について、現在、どのような課題があると認識していますか。そして、その課題をどう解決すべきと考えていますか。選挙管理委員会の見解をうかがいます。

(2) 「質問(1)」に関連して、郵便投票の要件緩和について、国に要望していると聞いています。具体的には、どのような要望をしているのか、うかがいます。

(3) 市でできることとして、駅前の公共施設を利用した臨時の期日前投票所のより一層の利便性確保を図っていただきたいと考えますが、選挙管理委員会の見解をうかがいます。

(4) その他、歩行困難な有権者の「投票する権利保障」という課題解決に資するものとして、市選挙管理委員会で考えていることをうかがいます。

(5) 「被選挙権の保障」と言った場合、候補者当人のみならず、候補者を支援し、その当選のために権利を行使する方たちも含めて、その権利を保障するということになります。このなかで、特に、支援者が公営掲示板に候補者ポスターを貼るに際しての課題について、以下、うかがいます。

①今夏の都議選・参院選については、連続する選挙となったために、公営掲示板が一体で設置され、しかも参院選東京選挙区では、多数の立候補が予想されたため、市内では、どの掲示板も4段式ということになりました。このような型式になった理由をお答えください。その際、場所によっては、3段目以上、特に4段目は、きわめて貼りにくい状況になることも予想されたと思いますが、このことは考慮されなかったのか、うかがいます。

②質問「(5)－①」に関して、意見・要望は寄せられなかったのか、うかがいます。

③この間、公営掲示板への候補者ポスター貼りに際して、「貼りにくい」、「貼るのに身の危険を感じる」というような意見・要望が寄せられた箇所について、具体的にどう対応し解決してきたのか、うかがいます。また、現在、意見・要望が寄せられている公営掲示板について、今後、どのように対応していくのか、うかがいます。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

①「質問3－(2)」に関わって、「郵便投票の要件緩和」について、都道府県と市町村の選挙管理委員会から、国（総務省）等に提出されている要望書。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和7年8月19日

多摩市議会議員 おにつかこずえ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 いじめ問題から学校生活の安全を考える
- 2 性犯罪から子どもを守る取組みについて

答弁者

市長・教育長等

受付	令和7年8月19日	No. 3
	午前10時26分	

1 いじめ問題から学校生活の安全を考える

いじめ防止対策推進法は、2013年の施行から12年目を迎えます。

同法では、いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義しています。

学校の教職員や保護者は、児童生徒からいじめに関係する相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、学校に通報等を行う必要があります。

先日都内の小学校でいじめの相談に来た母親が、話がまとまらなかったからと知人を呼び、校内それも該当クラスで暴れ、複数の教職員に怪我を負わせ逮捕される事件がありました。隣のクラスは机でバリケードを作るなど、大変驚かされました。今やいじめ問題がここまでエスカレートするとは考えさせられました。子どもたちはどんなに怖かったか、その後の学校の対応が気になるところです。

いじめ問題の発見や対応には困難性が有ります。例えばいじめられているとの訴えは来てもいじめているという申し出はほとんど来ない、事実関係が確認出来ても、いじめの意識の無い生徒への対応など、いじめとは何か？いたずらやふざけと区別する必要がありますが、その違いは難しく感じます。

他人の人権を侵害しないなどの教育や、子ども同士が話しあえる風通しの良い開かれた学校である事がもっとも重要と考えます。

上記を踏まえて質問致します。

- (1) いじめについて小中学校ではどのような指導又は話し合いを行なっていますか？
- (2) いじめの訴えが来た場合、どのような流れで対応致しますか？
- (3) いじめへの対応について難しいのはどのような事でしょうか？
- (4) 今回の近隣の小学校で起きた事件に関連して、市内小中学校の安全対策など改善された事がありますか？
- (5) スクールポリス導入の必要性を強く感じますがどうの様にお考えでしょうか？

2 性犯罪から子どもを守る取組みについて

令和4年4月には「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されました。

さらに令和5年6月には刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律等が成立し16歳未満に対してわいせつ目的で面会要求する行為、下着などを撮影する行為が新たに処罰対象になるなど、性被害、性暴力の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応した改正が行われました。

最近、各地で発生している学校内の着替え中の撮影などの事件が報道されていますが、起こる前の対策が必要だと思えます。

上記を踏まえて質問致します。

- (1) 学校内の携帯電話の管理は児童・生徒、教員、関係者どの様にされていますか？
- (2) 学童クラブでの携帯電話の管理はどうでしょうか？
- (3) 児童・生徒の着替えの場所はどのような場所でしょうか？校内、学童クラブも教えてください。
- (4) 子どもたち自身も校内だけでなく性被害にあわない為に意識する必要があると思えますが、小中学校でどのような教育をされていますか？